

Title	〔刑訴判例研究 三〕 一、実質的に処罰された余罪と一事不再理の効力 二、余罪として実質的に処罰されたために生じた一事不再理の効力はその余罪と科刑上一罪の関係にある他の罪に及ぶか
Sub Title	
Author	安富, 潔(Yasutomi, Kiyoshi) 刑事訴訟法研究会(Keiji soshōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	1976
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.49, No.8 (1976. 8) ,p.79- 86
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19760815-0079

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔刑〕 訴 判 例 研 究 三

昭和五〇・三

一、実質的に処罰された余罪と一事不再理の効力

二、余罪として実質的に処罰されたために生じた一事不再理の効力はその余罪と科刑上一罪の関係にある他の罪に及ぶか

大阪高等裁判所昭和五〇年八月二七日判決（昭和五〇年(9)第三七六号、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反、器物損壊被告事件、破棄自判）高裁集二八卷三号三二二頁。

（事案の概要）

本件判決は、昭和四八年一月二八日大阪地方裁判所において廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄法と称する）一四条一項・同二五条及び消防法一〇条一項・同四一条一項二号違反の罪により懲役一月及び罰金一〇万円に処せられ、昭和四九年五月一日に確定した裁判（以下甲事件と呼ぶ）のうち、余罪としてこれと併せて実質上審判された廃棄法一六条一項、同二七条違反の八回に亘る不法投棄のうち一回について京都地方裁判所に起訴された事件（以下乙事件と呼ぶ）の控訴審判決である。

事件の経過を略記すると次のようになる。

昭和四八年四月

被告人I、Yと事件を共謀しH市に住居を移す。

同四八年五月

I、Y兩名、自宅近くに廃油投棄用の穴を掘る。

同四八年五月中旬

A油槽所から二〇回に亘り廃油計一六万二〇〇

〇リットルを引き取り、右穴に六万二〇〇〇リ

ットルを貯蔵。

同四八年五月一三日

K町水道管敷設工事現場に九〇〇〇リットルを投棄、水道管を汚染する。

同四八年五月一四日

K町水道建設事務所長より不法投棄の届出がK警察署になされる。

同四八年五月中旬、下旬

残りの廃油九万一〇〇〇リットルを七回に亘り投棄。

同四八年五月二五日

H警察により、I逮捕。

同四八年六月七日

K町水道建設事務所長よりK署に告訴がなされる。

同四八年一月二八日

大阪地裁判決（甲事件・有罪）。

同四九年五月一日

右甲事件裁判確定。

ところで、甲事件でIが起訴されたのは、廃棄法一四条一項、同二五条による無許可営業、及び消防法一〇条一項、同四一条一項二号の危険物貯蔵の点であつて、廃棄法一六条一項、同二七条の不法投棄の点は、H署において取り調べられ、司法警察員に対する供述調査まで作成されたが、起訴はなされなかつた。しかし、大阪地裁での審理中、右の不法投棄に関する証拠書類についても証拠調がなされ、さらに、判決中の量刑事由のところで廃油不法投棄の所為にふれ、「……さらに約一〇万リットルの廃油を用水路、第三者所有地内の貯炭場、市街地のマンホール等に投棄するなどして著しい汚染を招き幸い火災などの事態の発生に至ら

なかつたものの附近住民に多大の衝撃を与え汚染処理に莫大な費用の投入を余儀なくさせるなど不法の限りをつくしたもので……世論に挑戦するものとしてその責任は極めて重いと考へねばならず、あえてその刑を猶予すべきものでない」と認められた。実質上処罰する趣旨で量刑に斟酌し前記実刑判決を下した。

一方、乙事件では、昭和四八年五月一三日の九〇〇リットルの不法投棄（これは、甲事件で証拠調がなされた八回に亘る不法投棄のうちの一回である）と、それにより生じた水道管損壊による器物損壊とが起訴され、これらについて、京都地裁は有罪判決を下した。

そこで、弁護士から「原判決は被告人が廃油を不法投棄して水道管を損壊したという観念的競合の罪につき有罪判決をしたが、被告人はさきに原判決掲記の確定裁判の際に本件犯行についての証拠をも併せ取り調べられたうえ本件犯行の存在の故に重く量刑されたものであるから、本件公訴は憲法三九条に違反し公訴権の濫用として公訴棄却されるべきであつたか或は確定裁判を経たものとして免訴されるべきであつたので、原判決は法令の解釈適用を誤り破棄を免がれない」との控訴趣意書及び同補充書が提出された。

(判旨)

破棄自判。
「……右確定判決の審理においてはその公訴犯罪事実たる無免許の廃棄物収集業を営んだ事実及び危険物貯蔵の事実についての証拠のほかに犯情の証拠として前後八回の不法投棄の具体的事実を認めるに足る自供調書と補強証拠とが取り調べられたうえ……量刑欄の説示となつたことに徴すると、大阪地方裁判所に起訴されなかつた前後八回の不法投棄の事実が量刑のための一情状として考慮されたというよりはむしろ概括的であるにせよ実質上これを処罰する趣旨で認定され量刑の資料として考慮され持て執行を猶予すべからざる事情として参酌されて重い刑を科され

たというはかなく、かかる場合には右大阪地方裁判所の確定判決の既判力はとも角として被告人のための二重の危険としての一事不再理の効力は廃棄物不法投棄の事実にも及ぶと解するのが相当である。」とし、さらに、「既判力ないし一事不再理の効力は同時審判の可能性の故に訴因を越えて公訴事実全体に及ぶと解される丈のことであるから、偶々確定裁判において余罪として認定され量刑に考慮された事実にも一事不再理の効力が及ぶと解すべき場合であつても、その事実と科刑上一罪の關係にある事実でも凡そ同時審判の可能性はありえない以上これにまで一事不再理の効力が及ぶと解すべき根拠はなくその可罰的評価までも不問に付されて然るべき理はさらに無い筈である。従つて、確定判決の一事不再理の効力は結局原判決確定の本件公訴事実のうち廃棄物不法投棄の点には及んでいないと解すべきである。」と判示した。

(評釈)

判旨に反対。

一、本件判決を評釈するにあつては、(一)余罪を事実上処罰する趣旨で量刑に斟酌することの可否、(二)余罪を量刑に斟酌した場合一事不再理の効力を余罪についても及ぼしうるか、さらに(三)その余罪と科刑上一罪の關係にある他の余罪には、その一事不再理の効力は及ばないのか、の三点が問題とされよう。

二、余罪は、刑事訴訟手続上、同一の被疑者、被告人について被疑事実または公訴事実からみて後にこれと同時に審判される可能性のある犯罪事実をいう。従つて、余罪には実体法上、本来の一罪や科刑上一罪の關係にあるものと併合罪の關係にあるものが含まれ

る。本件において公訴事実とされたものは、廃油処理の無許可営業と消防法違反の罪で、余罪は、実体法上それと併合罪の關係にある廃油の不法投棄と器物損壊罪（両者は観念的競合）である。

さて、余罪を量刑上考慮しうるかどうかについては、現行法上明文の規定は存しない。そこで、学説・判例は積極説・消極説・二分説が主張される。

積極説は、量刑とは、裁判所が犯罪の具体的当罰性を評価して処断刑の範囲内で宣告刑を決定することと定義されるところから、その基準となる資料には、違法性・有責性に影響を与えるあらゆる事情が含まれると解し、余罪もまた量刑にあつての一資料と考えることができるとする⁽¹⁾。しかし、このように考えると、犯罪事実を犯罪事実として証明するには証拠が足りないような場合、脱法的に量刑の資料として用いられるおそれがある。このような理由から消極説が主張される。ところで、実体法上、法定刑の幅が広く、人格責任追及の傾向がみられるうえに、英米法のような「一事件一審判の原則」を採用せず、刑法で併合罪の規定（刑法四五条以下）を存置し同一犯人の数罪を同時に処罰することを予定しているわが国では、余罪を情状の証拠として量刑に斟酌することはあながち不当なことではない⁽²⁾。そこで、余罪を量刑のための一情状として斟酌するばあいと、余罪を事実として認定し、実質上これを処罰する趣旨で量刑に資料として斟酌し、これにより被告人を重く処罰するばあいに分けて、前者のばあいは許されるが、後者のばあいは許されないとする二分説が主張される。この説は、第一のばあいには、被告人

の「悪性格立証のため」になされるものであり、量刑の本質が裁量であるならこのような余罪の斟酌を違法とする理由は見出しえないとし、一方、第二のばあいには、不告不理の原則に反するばかりでなく（従つて憲法三一条に違反する）、通説によれば量刑の資料として証拠を採用するばあいは犯罪事実を証明するばあいと異なり自由な証明でよいとされるが、このようなばあい実質的に犯罪事実を自由な証明で証明することになり、刑事訴訟法三一七条の証拠裁判主義に反すると考えられるうえ、余罪が自白のみである場合には、補強証拠を要求する憲法三八条三項、刑訴法三一九条二項、三項の制約を潜脱することにもなり、余罪が後に起訴されないと保障は何もなく、もしその余罪が後日起訴され有罪の判決を受けた場合には二重の危険の禁止の原則を宣言した憲法三九条に違反することになると主張する⁽⁶⁾。

思うに、積極説によると、前述のごとく有罪となしえない犯罪事実を事実上処罰することを認める点で不告不理の原則に反し被告人に不利となり妥当ではないし、消極説は量刑の適正な運用を図るに充分ではない点で疑問が残る。従つて二分説を原則的に正しいと考えるが、二分説は、情状証拠として用いられる余罪と事実上処罰される趣旨で用いられる余罪とを明確に区分できないという難点を有している⁽⁷⁾。立法論的には、犯罪事実認定の段階と量刑の段階とを分けることがよいと考えるが、解釈上いくつかの要件のもとで余罪を情状の証拠として量刑に斟酌することは許されると思う。即ち、第一に、訴訟指揮の一場面として、余罪を情状証拠として扱うことを

明らかにして一応の事実認定が終了した段階で取り調べることに、第二に、被告人から情状証拠として取り調べることに對して異議が提出されたときには情状証拠として取り調べることはできないと解する、第三に、公判調書に立証趣旨を明確に記載する(刑訴規則四四条一項二号)ことによつて余罪が情状証拠として斟酌されていることが確認される、第四に、判決においていわゆる「量刑相場」を著しく超えて量刑がなされた場合、量刑不当として控訴理由となりうる(刑訴法三八一条)ほか、余罪を犯罪事実として処罰する目的であるとして審判の請求を受けない事件について判決したこととして絶対的控訴理由(刑訴法三七八条三号)にあたると解され、第五に、これらの場合、余罪にも法律上、事実上同時審判の可能性の認められる場合、一事不再理の効力が及ぶと考へる。

本件判決は、余罪を量刑に斟酌することを認めた京都地裁の判決をそのまま肯定しているようなので積極説に立つものと思われる。その点、前記のごとく疑問である。

三、さて、このような場合、量刑に斟酌された余罪について新たに公訴を提起することの可否、即ち、余罪に一事不再理の効力は及んでいるであろうか。

この問題は一事不再理の効力の客観的範囲の問題である。

一事不再理の効力の客観的範囲については、公訴事実の単一性・同一性の範囲に及ぶとするものと、必ずしも公訴事実の単一性・同一性の範囲には限られないとするものがある。

一事不再理の効力の客観的範囲を公訴事実の単一性・同一性の

範囲で考へる立場は、一事不再理の効力を実体的確定力の対外的効力、即ち、既判力の一作用とする説⁽¹²⁾(以下、実体的確定力説と呼ぶ)と、一事不再理の効力を実体的確定力から切り離し、憲法三九条にいう「二重の危険の禁止」の効力によるとする説⁽¹³⁾(以下、二重の危険説と呼ぶ)の二つの立場から主張されている。

実体的確定力説は、公訴不可分の原則または審判不可分の原則を認め、公訴の効力は公訴事実の単一性・同一性の範囲について生ずるとし、審判の対象について、現実的な審判の対象は訴因であるが、潜在的な審判の対象は公訴事実であると考え、公訴事実の単一性・同一性の範囲については審判の法律的可能性があつたのであり、従つて一事不再理の効力も公訴事実の単一性・同一性の範囲に及ぶとする⁽¹⁴⁾。しかし、この考え方によると、住居侵入、強姦(牽連犯)で強姦について告訴がないとき、法律上審判の可能性はないのであり、一事不再理の効力は及ばないはずであるが、両者は科刑上一罪の關係にある(公訴事実の単一性がある)ということである。こうした場合を認めることになるのは疑問である。ところで、こうした立場からは、起訴されていない余罪を実質的に処罰したものとみとめられるときは、その余罪の事実にも当然に判決の実体的確定力(一事不再理の効力)が及ぶものと解される。何故ならば、このような場合には、公訴提起がなかつたのにもかかわらず、余罪についても事実上訴訟係属が生じたものとみるべきであり、したがつて、上訴審でそれが発見されればその部分について公訴棄却を言い渡すべきであるし、もし、そのまま確定すれば、判決の効力は当然に余罪の部分に

まで及ぶものと考えられるからである。翻つて考えてみるに、本件事案においては、余罪とされる不法投棄は、無許可営業、消防法違反とは実体法上併合罪の關係にあり、その点で、公訴事実の同一性の範囲にはないのであり、法律上審判の可能性はなく、一事不再理の効力も及ばないといわなければならない。しかし、本件では余罪については公判で証拠調はなされているのであり、法律上審判の可能性はなくとも、事実上審理されているということからすれば、団藤判事のいわれる「事実上訴訟係属はあつた」のであり、一事不再理の効力を認めるのもあながち不当ではないが、一事不再理の効力は公訴事実の単一性・同一性の範囲に及びかつその範囲しか及ばないとする立場から何故併合罪たる犯罪事実一事不再理の効力が及ぶとするのか、その説明に疑問がなくてはならない。

一方、二重の危険説は、一事不再理の効力は、裁判の存在に基づく効力の対外的効力としてとらえ、公訴の効力は訴因について生じ、従つて審判の対象も訴因であるとするが、一事不再理の効力が、訴因をこえて公訴事実の単一性・同一性の範囲に及ぶのは、刑訴法三二一条一項が、公訴事実の同一性の範囲内で訴因を変更して審判を受ける可能性を付与しているので、その範囲で検察官には同時訴追義務があるとする立場や一事不再理の効力は、被告人が実質的に危険にさらされたという事実そのものの直接の効果であつて、それは、刑訴法三二一条一項により、検察官が公訴事実の同一性の範囲でいつでも訴因を変更できるがゆえに公訴事実の単一性・同一性の範囲に生ずるとする立場⁽¹⁷⁾、さらには、公訴不可分の原則を認め、公訴の効

力は事件全体に及ぶが、審判の対象は訴因であり、一事不再理の効力は実体的確定力から切り離されて憲法上の要求にまで高められたものであり、その効力が公訴事実の単一かつ同一の關係にある事実の全体にまで及ぶとするのは、一個の刑罰権に服する事項は一回の手続で解決すべきだとの要請によるとする立場⁽¹⁸⁾がある。これらのうち前二者については、実体法上、科刑上一罪とされるものでも同時訴追義務のない場合があるし、逆に併合罪とされるものでも分離訴追は不当であつて、むしろ同時訴追義務がある場合があることを考へると賛成できないし、第三の立場では、一個の刑罰権に服する事項と憲法三九条の同一の犯罪とは符合しないし、両者の關係が必ずしも明らかではない⁽²¹⁾、さらに、これらの諸説では、一事不再理の効力をすべて政策に帰すことにつらなり、その時代のその社会が公益の維持を必要とするのか個人の保護を重視するのによつて、広狭いずれにも解されるような危険をはらむことになるとの批判があてはまる。

こうした見解からは、余罪について、訴因とされていない公訴事実の単一性・同一性の範囲内にある余罪には一事不再理の効力は及ぶが、公訴事実の単一性・同一性の範囲をこえた余罪については一事不再理の効力は及ばないことになる。

一方、一事不再理の効力の客観的範囲は公訴事実の単一性・同一性の範囲に限られないとする見解は、審判の対象は公訴事実であり、一事不再理の効力は、内容的確定力の対外的効力として被告人の保護と国家刑罰権の実現の調和を図るものと把え、証拠同一・行為

同一のテスト及びエストツペルの法理から、訴因にない事実についても実際に裁判済みなのかどうかということで公訴事実の単一性・同一性を超えてこの範囲を拡張し、逆に法律上・事実上全く同時審判が不可能であり、殊にその点について被告人に責任のあるときは公訴事実の単一性・同一性の範囲内であつても一事不再理の効力が及ばない部分ができるとする。この見解によれば、本件のような併合罪である余罪が証拠調査され、それが有罪として処罰する趣旨で量刑に斟酌されたのであれば、その部分にも一事不再理の効力ないしこれに準ずる効力が及び、検察官はその犯罪事実について再度公訴を提起することはできないと解される。この見解は、供述調書の証拠能力が広く認められ、行為責任に徹しきれないわが国の実情にそつたものであり、当事者主義構造をとり、迅速な裁判の要請から検察官に訴因の選択を許す一方、実体的真実発見の目的をみたすためにも余罪を追求し、それを量刑に斟酌していくことで量刑の適正を図り、その効果として被告人の利益として一事不再理の効力を余罪に認めるもので妥当な見解であるといえよう。

ところで、本件判決では、何故余罪に一事不再理の効力を認めるのかについての説明はなく、ただ「一事不再理の効力は同時審判の可能性の故に訴因を超えて公訴事実全体に及ぶと解される」としている。これは、二重の危険説を採用しているようであるが、そうとすれば、余罪について一事不再理の効力は及ばないと解するのがその帰結ではなからうか。その点で余罪について一事不再理の効力が及ぶとする本判決は結論的には妥当としても、その理由については

疑問が残る。

四、余罪と科刑上一罪の関係にある別の余罪にもその一事不再理の効力は及んでいないと解すべきであらうか。

この問題も、一事不再理の効力の客観的範囲の問題であり、公訴事実の単一性・同一性の範囲内について一事不再理の効力が及ぶとする見解によれば、余罪と科刑上一罪の関係にある別の余罪については一事不再理の効力は及ばないということになるであらう。一方、一事不再理の効力は公訴事実の単一性・同一性の範囲に限られないとする見解に従えばどうであらうか。この見解によれば一般的に論じることができないのであり、具体的事案について、法律上、事実上同時審判が可能かどうか、またそれについて被告人に責められるべき事由はないかどうかを検討しなければならない。そこで、本判決について検討してみると、廃油の不法投棄の罪と観念的競合の関係にある器物損壊罪については既に告訴もあり甲事件での審理に際して判明していたはずであり、検察官がその点を起訴していなくても、それについての証拠調査は可能であつたのであり、法律上・事実上同時審判が不可能であつたというわけではなく、さらにこの点で被告人には何ら責められるべきものはない。従つて、本件では廃油の不法投棄と観念的競合の関係にある器物損壊罪についても一事不再理の効力は及んでいないと解される。ところが、本件判決は、一事不再理の効力が公訴事実の単一性・同一性の範囲に及ぶとして、「その事実（廃油の不法投棄―筆者注―）と科刑上一罪の関係にある事実でも凡そ同時審判の可能性はありえない以上これにまで一事不再

理の効力が及ぶと解すべき根拠はなくその可罰的評価までも不問に付されて然るべき理はさらに無い筈である」と判示している。しかし、一事不再理の効力の及びうる理由を「同時審判の可能性に求めるなら、それは法的義務として公訴事実の単一性・同一性の範囲に及ぶもので、科刑上一罪の場合にそれを消極に解する理由が明瞭でない。とくに、併合罪の關係にある余罪（本件では、廃油の不法投棄）については積極に解したのと理論的に整合しないといわねばなるまい。このように考えると、少なくとも本件事案においては、廃油の不法投棄について一事不再理の効力を認めるならば、器物損壊罪についても一事不再理の効力は及んでいると解すべきである。従って、その点でも本件判決には疑問がある。

五、以上、本件判決は、併合罪たる余罪について一事不再理の効力を認めたことについては結論的に賛成できるが、それと科刑上一罪の關係にある別の余罪について一事不再理の効力を否定したことについては疑問があり、本件は全部について免訴すべきであつたと考える。

(1) 札幌高判昭和二六年一月一日・特報一八号一頁、東京高判昭和二六年八月一日・特報二二一六九頁、最判昭和二八年五月二二日・刑集七卷五号九八一頁、札幌高判昭和二九年四月二五日・特報三二二六八頁、高松高判昭和三〇年一〇月一日・裁特二卷二二一〇三頁、東京高判昭和三年二月四日・裁特五卷一三〇頁。余罪と量刑に關する文献は多数あるが、三井誠「起訴されていない犯罪事実を量刑の資料として考慮することができるか」警察研究四七卷五号六八頁、同四七卷六号七〇頁参照。

判例研究

(2) 一被告人の複数の犯罪事実のうち、いくつかに訴因を絞る、他は量刑の資料とするという方法をとれば、迅速な審理の実現を一方で支えることとなる。しかし、その妥当性及び要件が何かというところは将来の研究課題である。

(3) 団藤重光・新刑事訴訟法綱要（七訂版）二七九頁、青柳文雄・刑事訴訟法通論（五訂版）上、四五四頁、最大判昭和四一年七月一三日・刑集二〇卷六号六〇九頁、同昭和四二年七月五日・刑集二二卷六号七四八頁。

(4) 団藤・刑法綱要（増補版）四二一頁。

(5) 小野清一郎・新刑事訴訟法概論一六六頁、団藤・前掲刑訴三二一頁、青柳・前掲書（二）四四頁。

(6) 前掲最大判昭和四一年判決参照。この点、証拠裁判主義や補強証拠の要請については、厳格な証明を義務づけ、余罪の自白について補強証拠を要求するなどの手立をとることにより一応不当な事態をさけることはできるとして、判決の揭示理由中重要な点は、憲法三一条違反がその本旨であると指摘するのは、三井・前掲判批六六頁。青柳「起訴されていない犯罪事実を量刑の資料に考慮することの可否」判時四六二二一—三頁参照。

(7) 平野・刑事訴訟法一八一頁、三井・前掲論文六七頁ほか。

(8) 小松正富「余罪と量刑」証拠法大系一七九頁。

(9) 鈴木義男「余罪と量刑」高田・田宮編演習刑事訴訟法二五三頁。

(10) 団藤・前掲刑訴一四六頁、平野・前掲書二八二頁、田宮裕「刑事既判」刑事訴訟法入門二四四頁、高田卓爾、刑事訴訟法二七八頁など。

(11) 青柳・前掲書四七五頁、齊藤朝郎・事実認定論一六六頁、沢登佳人「刑事法体系の新構成要綱等」法政理論八卷一—一四頁。

(12) 団藤・前掲刑訴三一—二頁。

(13) 平野・前掲書二八〇頁、井上正治「確定判決の効力」刑事法講座六

卷二二四〇頁以下、田宮・前掲書二三三頁。

(14) 団藤・前掲刑訴一四八頁以下。

(15) 団藤・前掲刑訴二八〇頁。

(16) 平野・前掲書二八三頁以下、井上・前掲論文二二四〇頁以下。

(17) 田宮・前掲論文・二三二頁以下。

(18) 高田・前掲書二七九頁。

(19) 例えば、住居侵入・強姦罪で告訴がなかつたような場合、同時訴追の可能性を欠く。筑間正泰「一事不再理効の客観的範囲についての一考察」法研四九卷一号一八八頁。青柳・前掲書(四八一頁)。

(20) 例えば、最大判昭和四九年五月二九日・刑集二八卷四号一一四頁で

は、酒酔い運転の所為と運転中止義務違反を内容とする業務上過失致死の所為を併合罪としたが、檢察官には同時訴追は可能であり同時訴追義務があるといふべきであろう。筑間・前掲論文一九〇頁。青柳・前掲書(四九五頁)。

(21) 筑間・前掲論文一九二頁。

(22) 青柳・前掲書四七五頁。同「刑事裁判の確定力」刑事裁判と国民性(理論篇)一三一頁。

(23) 青柳・前掲書(四七五・四九〇頁)。